

当学会の会議・意思決定に関する原則

当学会は公益社団法人であり、その定款、諸規則に則り、運営されております。
会議・意見決定もそれらの諸規則に則り運営されており、会議に参加される会員も遵守していただく責務があります。当学会の会議に参加される際は、以下の原則の遵守をお願いいたします。遵守されない場合は、委員会細則第 11 条に則り、委員解任となる可能性がございます。

1. 当事者意識をもって意思決定をする（善管義務）

会議に参加する会員は、民法に言う「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務（注意義務）を負うことになります。従って、当学会の会議・意思決定に適切に関与されない場合（議決への棄権または相当する行為、会議に出席しない、議事録を読まない、会議準備を全く担わない等）は善管義務違反になります。

会議には、事前に議事録・資料を確認し、参加者としての自覚を持って参加ください。

特に、議事録には必ず目を通していただき、過去の議決事項をご理解いただいた上で、会議に出席いただくようお願いいたします。

2. 法令遵守（コンプライアンス）

当学会は公益社団法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）を遵守することが求められています。全ての議案はまず担当する委員会において事前に手続きを踏み、内容を決定した上で、担当理事から理事会に諮り、決議がなされます。全ての会議はこの原則に従って運営されます。

3. 秘密保持

当学会として正式決定がなされる前に情報を開示すること、会議で知り得た情報を個人的に利用する行為は禁止されております。会議参加前に、秘密保持契約を結んでいただくこととします。秘密保持契約書は各年度ごとに提出いただきます。

禁止事項例として、

- ①第三者（会議の構成員、構成員ではないが参加を認められた方以外）に会議に関する情報を漏洩する（SNS 等への書き込み含む）
- ②個人への誹謗中傷をする
- ③協議内容を録音、録画する
- ④許可された以外の人物を個人の判断で会議に参加させる